

特殊車両通行許可申請に必要な書類について

当機構に対する特殊車両通行許可申請に必要な書類は以下のとおりです。

また、当機構が行う許可等の手続きにつきましては、道路整備特別措置法により高速道路会社を経由して行うこととされておりますので、当機構では申請書等を直接受理することはいたしません。

各高速道路会社等の特殊車両通行許可申請窓口については、関東地方整備局のホームページ (http://www.ktr.mlit.go.jp/road/sinsei/road_sinsei00000063.html) でご確認ください。

・特殊車両通行許可申請に必要な書類

	新規申請		更新申請	変更申請		
	普通申請	包括申請		車両の変更	経路の変更	その他の変更
申請書（押印）	1部	1部	1部	1部	1部	1部
車両内訳書	—	2部	—	2部	—	—
車両の諸元に関する説明書	1部	1部	—	1部	—	—
通行経路表	2部	2部	—	—	2部	—
通行経路図	2部	2部	—	—	2部	—
自動車車検証（写）	1部	1部	—	1部	—	—
軌跡図 ※ 超寸法車両のみ	1部	1部	—	—	—	—
申請データ ※ 「.bin」又は「.tks」形式	1部	1部	1部	1部	1部	1部
その他審査に必要な書類	道路管理者が必要とする部数					

注1) 1部必要な書類は道路管理者の控え、2部必要な書類は道路管理者と申請者の控えとなります。また、更新又は変更申請の場合は、変更のない付属書類の添付は省略できます。この場合、前回の許可証及び付属書類一式の写しを1部提出してください。

注2) 道路管理者用として提出した書類につきましては、同一の書類を交付した許可証の複写と合わせて副本として保管してください。

注3) 包括申請の場合は、交付した許可証及び付属書類一式について、必要台数分を複写して車両に備え付けてください（特殊車両通行許可証は、車両に備え付けていなければなりません（複写可）。）